**○経済産業省令第十九号**

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第一項及び第十七条第一項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月五日

経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （事業再編投資計画の認定の申請）<br>**第九条**　［略］<br>2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。<br>一～六　［略］<br>七　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類<br>イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者<br>ロ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者<br>ハ　法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者<br>ニ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） | （事業再編投資計画の認定の申請）<br>**第九条**　［略］<br>2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。<br>一～六　［略］<br>［新設］ |

ホ　認定事業再編投資組合が法第十七条第二項の規定により認定を取り消された時において当該認定事業再編投資組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　法人でその役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

ト　暴力団員等がその事業活動を支配する者

八　当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ　暴力団員等

ロ　法人でその役員のうちにイに該当する者があるもの

ハ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

（事業再編投資計画の認定）

**第九条の二**　経済産業大臣は、法第十六条第一項の規定により事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第十六条第一項の規定に基づき同法第二条第十三項に規定する事業再編投資を実施する事業再編投資計画として認定する。」

2　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一の二による書面を当該投資事業有限責任組合に交付するものとする。

（事業再編投資計画の変更に係る認定の申請）

**第十条**　［略］

2　［略］

一　［略］

二　第九条第二項に掲げる書類

［新設］

（事業再編投資計画の変更に係る認定の申請）

**第十条**　［略］

2　［略］

一　［略］

二　前条第二項に掲げる書類